

2026 年度 日本中央競馬会畜産振興事業 公募要領

1. 総則

日本中央競馬会（以下「J R A」という。）が助成を行う 2026 年度日本中央競馬会畜産振興事業（以下「畜産振興事業」という。）の公募に当たっては、日本中央競馬会法施行規則（昭和 29 年農林省令第 56 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとします。

2. 事業概要

畜産振興事業は、日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、施行規則第 2 条の 7 に規定されている事業に対して、J R A が事業費を助成するものです。

なお、助成に関わる業務については、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）が実施します。

3. 公募テーマ

公募する事業テーマは、別紙 1 の 1 のとおりとし、そのうち重点的に対応する事項は、別紙 1 の 2 のとおりとします。重点的に対応する事項の具体例については、「よくあるお問い合わせ（Q & A）」の Q 1 - 2 をご確認ください。

4. 事業要件

- (1) 助成の対象となる畜産振興事業（以下「助成対象事業」という。）は、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される方針（以下「国の基本方針」という。）に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとします。

なお、国の基本方針に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの。
- ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの。
- ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの。
- ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの。
- ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの。
- ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの。

- (2) 助成対象事業は、施行規則第 2 条の 7 第 1 号から第 7 号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を

期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあっては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあっては、高い事業効果（成果）を期待し得るものであること。

- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓発活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発を目的とする事業（以下「研究開発事業」という。）にあっては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

5. 応募者の要件

（１）畜産振興事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次のいずれかに該当する法人又は団体とします。株式会社等の営利企業や個人は応募できません。また国・地方公共団体の機関や独立行政法人も対象外となります。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む。以下同じ。）
大学院生等の学生のみで事業に応募することはできません。（所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑧ その他JRA理事長（以下「理事長」という。）が特に認める民間団体

（２）応募者は、次の要件を満たすものとします。

- ① 畜産振興事業を行う意思及び具体的計画並びに畜産振興事業を適確に実施し、自ら評価できる能力を有すること。
- ② 組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
- ③ 畜産振興事業により得られた成果については、公益の利用に供することとし、かつ、その普及に努めること。
- ④ 国、地方公共団体等の補助金等※（以下「補助金等」という。）において、不正な使用若しくは不正な受給を行ったとして、2025年度に補助金等の返還命令を受けていないこと、又は、不正な使用、不正な受給若しくは不正行為を行った

として、2026年度の補助金等への応募若しくは参加の停止を受けている者が実施体制に含まれていないこと。

※補助金等には、文部科学省等が実施する科学研究費助成事業等の競争的研究費（以下「科研費等」という。）を含みます。

- ⑤ 同一事業について補助金等を受けていないこと。
- ⑥ 事業計画期間内に事業を適確に実施する観点から、事業担当者（研究代表者）は、畜産振興事業において、研究開発事業を実施している期間は、新たに研究開発事業に応募することはできません。また、研究開発事業に応募する事業担当者（研究代表者）は、複数事業へ応募することはできません。
- ⑦ 日本国内に所在し、事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し責任を持つことができること。なお、過去の畜産振興事業において、採択の辞退、振興会に対する助成金交付申請（以下「交付申請」という。）の取りやめ、事業廃止等を行ったことがある場合には、その原因が天災地変等のやむを得ない事由による場合を除き、応募者の適格性等の審査において、その事実を考慮する場合があります。
- ⑧ 反社会的勢力、又はそれに関わる者の関与がないこと。
- ⑨ 定款、寄附行為等の規約、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿（これら資料がない者にあつては、これに準ずるもの。）の情報公開を行なっていること（高等学校、高等専門学校又は大学を除く。）

6. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別紙2のとおりとし、畜産振興事業の実施に直接必要な経費とします。事務所賃借料にあたる「借室料」等、畜産振興事業の実施に直接必要と認められない経費は助成の対象外です。

なお、畜産振興事業は、科研費等とは経費の範囲や考え方が異なるため、科研費等では助成対象経費として認められる場合でも畜産振興事業では認められない場合がありますので、公募要領及び「よくあるお問い合わせ（Q&A）」を十分確認してください。

7. 助成金の補助率及び上限

(1) 助成金の補助率

助成対象経費のうち助成金額の占める割合は、原則下表のとおりです。

ただし、事業毎の助成金の補助率は、事業内容の審査結果に基づき決定されます。

	助成対象経費	補助率	備考
①	別紙2の助成対象経費（本表②の経費を除く）	8 / 10 以内 （総事業費 400 万円以下の場合 9 / 10 以内）	別紙1の2の重点的に実施する事項に該当する事業及び高等学校、高等専門学校又は大学が応募者である事業については、事業内容の審査結果に基づき、事業毎に助成金の

			補助率が決定されます。
②	設備備品費のうち取得金額が 50 万円以上（税込）のもの（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む。）	5 / 10 以内	

（２）補助上限

単年あたりの補助上限は、４千万円／年です。複数年度にわたる事業については、初年度に総額と各年度の助成金額を決定しますが、次年度以降は、事業の進捗状況を確認した上で、助成金額を変更することがあります。

また、公共性及び公益性の高い事業として理事長が特に認めたものについては、事業毎に補助上限額が決定されます。

８．事業の実施期間

畜産振興事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、事業内容から複数年度の実施期間が必要である特別な理由（必要性及び緊急性）があるものは、その理由及び複数年度に係る事業計画を応募書類に記載してください。この場合、実施期間の妥当性について審査の上、研究開発事業については最長５年、その他の事業については最長３年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。

なお、研究開発事業のうち、実施期間が３年を超えるものについては、２年が終了する年度末に、外部専門家・外部有識者からなる委員会（１４の（１）事業の推進の②に規定する委員会と同じ。）において畜産振興事業の進捗状況の把握と事業継続の有用性・有効性の評価を必ず行い、その結果に基づき、必要に応じ事業規模の縮小、中止、見直し等を行うとともに、委員会等の評価結果とその概要を振興会へ報告する必要があります。（畜産振興事業をそのまま継続される場合であっても同様に報告してください。）

９．公募期間

2025 年 10 月 17 日（金）から 2025 年 11 月 28 日（金）正午

10．応募手続き

（１）応募書類

応募書類は、以下のとおりです。各様式の記載方法は、別紙３の応募書類作成要領を参照してください。なお、複数の事業に応募する場合は、それぞれ応募書類を作成してください。

	応募書類	様式	備考
①	日本中央競馬会畜産振興事業応募書	様式１号	
②	事業計画書【研究開発事業】 事業計画書【研究開発事業以外の事業】	様式２-１号 様式２-２号	

③	事業達成目標等	様式 3 号	
④	事業進捗状況報告書	様式 4 号	該当事業のみ
⑤	J R A 畜産振興事業 自己評価票	様式 5 号	該当事業のみ
⑥	事業実施体制	様式 6 号	
⑦	予備研究及び関連研究の状況	様式 7 号	研究開発事業のみ
⑧	事業実施計画及び工程表	様式 8 号	
⑨	事業積算根拠	様式 9 号	
⑩	事業委託調書 事業共同実施調書	様式 10-1 号 様式 10-2 号	該当事業のみ
⑪	法人又は団体の概要	様式 11 号	
⑫	応募者組織・団体の規程等 ア 「定款」又は「寄附行為」若しくは 団体等の目的、業務内容が分かる規程 等 イ 組織、就業、職員給与、会計処理、 決裁、文書取扱、公印取扱に関する規 程等	—	高等学校、高等専門学 校及び大学は提出不要
⑬	2024 年度実績及び 2025 年度計画に係る 総会資料等又はこれに類する資料	—	該当事業のみ 高等学校、高等専門学 校及び大学は提出不要
⑭	応募書類チェックシート	様式 12 号	
⑮	応募者要件の事前確認書	様式 13 号	該当者のみ（11. 応募 者要件の事前確認をご 確認ください）

（２）応募方法

応募書類は、書面及び電子ファイルの両方を提出してください。

i) 書面の提出方法

郵送等の方法によって、公募期間内に必着するよう送付してください（直接持参することは控えてください）。複数の事業に応募する場合は、応募事業ごとに封筒に入れて送付してください。

なお、振興会から応募者への応募書類の受付連絡はしませんので、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便等、応募書類の到着状況をご自身で確認できる方法で送付してください。

《送付部数等》

応募書類① ～ ⑪：8 部（正 1 部、副 7 部）

様式ごとに両面印刷（長辺綴じ）し、①～⑪を 1 セットとしてクリップで止めてください。ホッチキス止めはしないでください。

応募書類⑫ ～⑬：2 部

応募書類⑭：1 部

ii) 電子ファイルの提出方法

電子メールで応募期間内に提出してください。

《メール件名》

「【応募者名】担当者名（事業名）」としてください。

(例：競馬大学の中央馬子氏が「肉用牛の生産新技術実証事業」について応募する場合、ファイル名及びメールの件名を「【競馬大学】中央（肉用牛の生産新技術実証事業）」

《提出ファイル》

応募書類①（様式1号）のExcelファイル

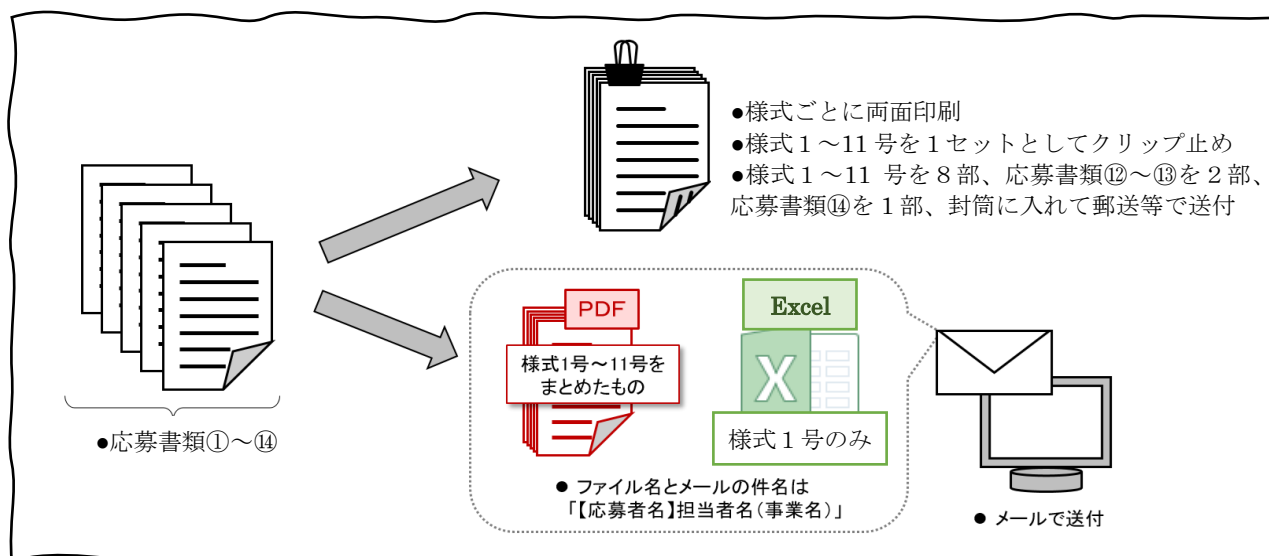
応募書類①～⑪（様式1号～様式11号）を1つにまとめたPDFファイル

（注意：様式1は、1～5のシートをPDFにしてください）

《ファイル名》

「【応募者名】担当者名（事業名）」としてください。

～提出イメージ～



(3) 応募書類の提出先

〒105-0004 東京都港区新橋4丁目5番4号

公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部 畜産振興課

E-mail : chikusan@jrl.jp (電子ファイル提出先)

TEL : 03-5777-0733

(4) 応募等に関する問い合わせ先

日本中央競馬会 サステナビリティ推進部 社会貢献室

TEL : 03-3591-5251 (代表)

E-mail : chikusanshinkou@jra.go.jp

問合せ期間：公募期間中の水～金曜日（祝祭日を除く）

午前10時から午後4時（正午から午後1時を除く）

(5) 応募に当たっての注意事項

- ・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・応募書類は、JRAのホームページに添付の様式を使用して作成してください。
- ・応募書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

- ・応募書類に重大な不備が認められた時は、応募が無効となる場合があります。
- ・応募書類提出後に書類の修正がある場合は、公募期間中に再度、書面及びメールにより提出してください。
- ・JRAより、上記応募書類の他、応募者の活動概要等が分かるパンフレット等、応募書類を補完する書類の提出を求める場合がありますので、その場合には速やかに提出してください。

(6) 応募情報の管理

応募書類及び応募書類に記載された情報については、当該公募に係る事務手続き以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

なお、採択された場合は、畜産振興事業の事業評価の事務に使用します。

(7) 応募の取下げ

応募者が、応募書類の提出後に応募を取り下げようとするときは、取り下げる事由が発生したら速やかに、その旨を振興会へご連絡ください。

11. 応募者要件の事前確認

高等学校、高等専門学校又は大学を除き、本年度、初めて畜産振興事業に応募する応募者又は過去10年以内に畜産振興事業を実施したことがない応募者は、法人格等の応募者の要件を事前に確認しますので、以下のとおり提出書類を提出してください。（事前提出なく応募された場合は、応募を受け付けられません。）

ア. 提出書類

様式13号：日本中央競馬会畜産振興事業応募書応募者要件の事前確認書
（必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。）

イ. 提出期限

2025年11月18日（火）正午必着

ウ. 提出先

日本中央競馬会畜産振興事業メールアドレス
（書面を郵送等で提出していただく必要はありません。）
E-mail : chikusanshinkou@jra.go.jp

12. 応募事業の審査

(1) 畜産振興事業審査委員会による審査等

- ① 審査は基本的に書面審査によって行いますので、応募書類には、具体的に記載してください。応募書類の不備や不足があった場合には、審査が行えない場合があります。
- ② 提出された応募書類については、JRAに設置する外部有識者等から成る畜産振興事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙4の審査基準に基づき審査を行い、採択候補事業の選定を行います。
- ③ 審査委員会が応募内容の確認を必要とする場合は、JRAを通じて質問照会、面談、追加資料の提出を求める場合があります。質問照会等は、応募書類提出後から2026年3月末頃の採択事業の決定までの間、必要に応じて随時行いますので、事業担当者と確実に連絡が取れる体制にしておいてください。
- ④ 審査委員会は、応募書類に記載された個人情報、企業情報及び知的財産に係る

情報等を保護する観点から非公開で行います。審査の過程に関する問い合わせには応じられません。

- ⑤ 審査における公正性を確保するため、審査委員名は非公表とします。また、個々の応募事業の審査にあたり、利害関係のある審査委員は関わらないこととします。
- ⑥ 上記に関わらず、国の畜産振興施策を補完するうえで特に重要と J R A 理事長が認めた事業については、採択候補事業として選定することがあります。

(2) 採択事業の決定

選定した採択候補事業は、農林水産大臣の認可を受けて、採択が決定されます。

(3) 審査結果の通知等

- ① J R A から応募者に審査結果を通知します。法人格の該当性等に合致しない場合は、別途通知します。
- ② 通知には、事業計画の見直し、事業費（助成額）の減額、事業実施期間の短縮等採択の条件となる留意事項が付される場合があります。
- ③ 採択された事業の実施に当たっては、採択の条件となる留意事項に基づき事業計画等の修正を行うことが必要です。採択後の手続きについては、振興会からお知らせします。
- ④ 実施が決定された事業は、事業名、事業実施主体名、助成金の交付上限額等を J R A のホームページで公表します。

13. 採択の取消し及び助成金の返還

(1) 採択の取消し

応募内容や採択後の報告内容に虚偽があることが明らかになったとき、採択の条件となる留意事項の全部又は一部が実施できないと J R A が判断したとき、所定の期日までに事業実施に必要な手続きを行わなかったとき等の場合は、助成対象事業としての採択の全部又は一部を取り消すことがあります。

(2) 助成金の返還

上記（１）により採択が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、振興会は、期限を定めてその返還を請求します。

なお、当該期限までに返還すべき助成金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

14. 事業実施主体の責務等

(1) 事業の推進

- ① 事業実施主体は、事業実施に係る関係法令及び関係規程等を遵守し、事業全般について責任を持つとともに、善良な管理者の注意をもって事業を推進しなければなりません。
- ② 事業の推進に当たっては、進行管理等を行う外部専門家・外部有識者からなる委員会を設置する必要があります。よって、事業計画書（様式 2 号）には必ず事業推進委員会の設置及び開催について記載してください。

- ③ 事業目標の達成に向け、事業計画に基づき実施する必要があります。事業計画に変更が生じた場合は、速やかに振興会へ連絡するとともに、承認手続きが必要となります。科研費等とは手続きが異なる場合がありますのでご注意ください

(2) 事業成果の評価

事業終了時、事業実施主体は、外部専門家・外部有識者からなる委員会を設置（上記（1）の②の委員会と兼ねることができます。）し、事業達成目標に対する自己評価を実施する必要があります。また、JRAに設置する外部有識者等からなる畜産振興事業評価委員会による事後評価の対象となる場合があります。

なお、自己評価及び事後評価の結果は、JRAのホームページで公表します。

(3) 補助金等適正化法の適用、区分経理

畜産振興事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用されるとともに、当該事業に係る経理については、その他の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 事業の一部の委託、共同実施

事業実施主体は、振興会の承認を得て、事業の一部を第三者に委託又は、「5. 応募者の要件」を満たす第三者と共同実施すること（以下「事業の委託等」という。）ができるものとします。ただし、研究開発事業においては、研究の根幹部分を委託していると判断される事業や、委託費が事業費の大半を占めるような事業は、審査において実質的に事業実施主体が実施していると認められない事業であると判断される場合があります。

事業実施主体は、事業の委託等を行う場合、適正に事業の推進を図るために必要な事項について、委託先又は共同実施先（以下「委託先等」という。）と契約を締結する必要があります。なお、委託先等も事業実施主体と同等の責務を負うことになります。（共同実施に係る取組形態の違い等については、「よくあるお問い合わせ（Q&A）」のQ2-3、Q2-4にも記載していますので、そちらも確認してください。）

また、複数年度の事業の委託等を計画している場合は、事業の確実な実施の観点から、交付申請時には、委託契約等が継続されることが担保できる書類（事業の委託等の計画期間についての契約書の写し等）、又は委託契約等が継続できなかった場合の対応策についての書類の提出が必要となります。

(5) 監査の受入れ

事業実施主体、委託先等は、振興会から監査の要求があった場合は、これを受け入れる必要があります。

(6) 報告義務

事業実施主体は、事業計画や事業内容の見直しが必要となる場合、事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となる場合には、速やかに振興会へ連絡し、その指示を受けなければなりません。

(7) 取得財産等の管理

設備備品費等、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属しますが、取得財産の管理については、善良な管理者の注意をもって管理する必要があるとともに、処分に関しては次のような制限があります。

- ① 補助金等適正化法第 22 条に基づき、振興会の承認を受けないで助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）することはできません。
- ② 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、処分を認める場合があります。
- ③ ②に定める承認を得た処分により収入を得た場合、その収入の全部又は一部を納付することになります。
- ④ 取得財産等の処分を制限する期間は、当該取得財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 44 年大蔵省令 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）と同じ期間とします。

（８）消費税及び地方消費税の取り扱い

- ① 助成金の交付申請書を提出するに当たって、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該助成金の申請額から減額して申請する必要があります。ただし、申請時において、助成対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではありません。
- ② ①のただし書により申請した場合において、消費税の確定申告により助成対象経費に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額を速やかに振興会へ報告する必要があります。また、助成対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、毎事業年度の終了後 90 日以内に、振興会へ報告する必要があります。

（９）知的財産権の帰属

- ① 事業実施主体は、本事業の成果により知的財産権の取得を申請するときは、書面によりその旨を振興会に遅滞なく報告してください。なお、これらにより得られた知的財産権は、原則として、事業実施主体に帰属します。
- ② 事業の委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定するとともに必要に応じて適宜見直すようにしてください。また、委託先等が知的財産権の取得を申請するときも、事業実施主体が振興会に報告してください。
- ③ 本事業の成果である知的財産権については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、④の場合を除き、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。
- ④ 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、譲渡又は利用の許諾を認める場合があります。

(10) 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、本事業の成果として取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、事業の採択後に振興会が畜産振興事業助成実施要領において定める当該事業による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書をもって、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、各事業年度末から90日以内に振興会に報告してください。委託先等において本事業の成果により取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合にあっても、同様に、事業実施主体が振興会に報告してください。また、収益状況報告に基づき、事業の実施により事業実施主体（委託先等を含む）に相当の収益が生じたと認められるときは、振興会は、当該事業について交付された助成額の全部又は一部に相当する金額について納付を求めます。

なお、収益を納付すべき期間は、当該事業の実施中及び事業が終了した事業年度の翌年度から5年間とします。

(11) 事業成果の公表等

本事業による成果等について、原則として、JRAの助成によるものであることを明示の上、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等（報道誌、専門誌等の各種メディアの記事を含む。）により公表してください。

特に研究開発事業については、原則として、事業終了後速やかに当該事業の代表者の所属する機関のホームページ等においてその成果を公表してください。

15. 個人情報の取り扱い

(1) JRAは、日本中央競馬会個人情報保護規則及び情報セキュリティ管理規定に従い、個人情報を適切に取り扱います。

(2) 個人情報の利用目的

提出された個人情報は、応募事業の審査、評価、監査及び畜産振興事業に関する資料作成のために利用します。

(3) 第三者への提供

JRAは以下の場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。

ア) 農林水産省に事業要件に関する事項について照会する場合

イ) 振興会へ採択事業内容を通知する場合

ウ) 法令に基づく場合

16. 事業の公募から助成金交付までのスケジュール

項 目	時 期
事前提出用応募書類提出期限	2025 年 11 月 18 日（火）
<u>公募締切（提出期限）</u>	2025 年 11 月 28 日（金）正午
審査	2026 年 1 月～3 月
採択事業の決定	2026 年 3 月末頃
助成金交付申請書等の提出	2026 年 4 月頃

助成金交付決定（事業の開始）	2026 年 4 ～ 5 月頃
助成金交付（概算払の場合）	2026 年 5 ～ 6 月頃

【 参 考 】

日本中央競馬会法（抜粋）

（業務の範囲）

第 19 条

- 4 競馬会は、第 1 項及び第 2 項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第 36 条第 1 項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

日本中央競馬会法施行規則（抜粋）

（畜産振興事業等）

第 2 条の 7 法第 19 条第 4 項の農林水産省令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であつて、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

国の基本方針

「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される国の方針

（例）

- ・ 食料・農業・農村基本計画：
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html
- ・ みどりの食料システム戦略：
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等：
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/rakuniku_kihon_houshin.html